

6 総合的な高齢者住宅対策

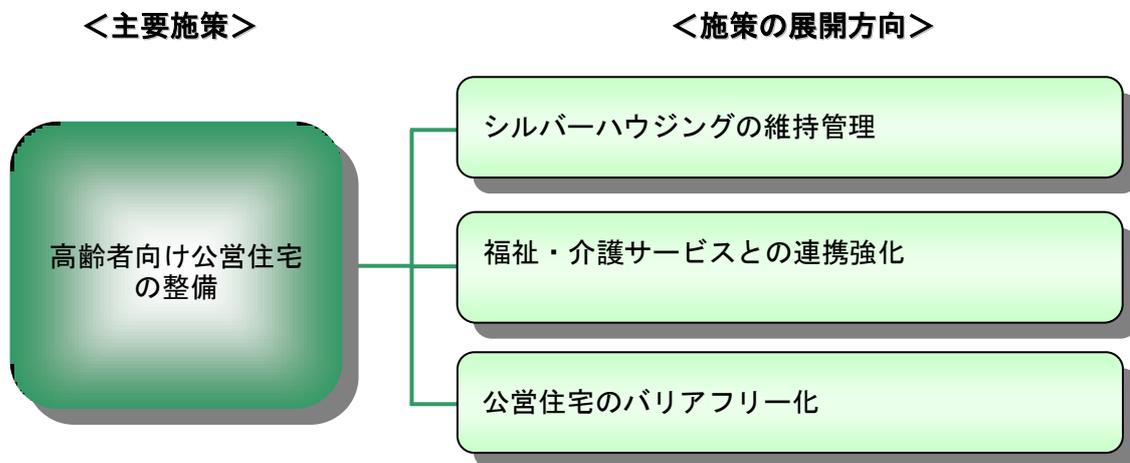
今後、高齢者世帯の増加に伴い、高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保が求められています。

高齢者などの居住の安定確保に向けて、高齢者世帯の様々なニーズに対応した住宅の供給を進めるとともに、安全に安心して暮らし続けることのできる住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に向けて、様々な施策を一体的、総合的に取り組むことをめざします。

6-1 高齢者向け公営住宅の整備

【基本的な考え方】

住宅に困窮している高齢者世帯の住宅セーフティネットとして、高齢者向けの公営住宅を整備するとともに、住宅整備のハード面と福祉・介護などのソフト面との連携を深めて、必要なサービスや安心感を提供する取り組みを進めます。



(1) 基本方針

① シルバーハウジングの維持管理

千歳市においては、道営住宅やまとの杜団地において 35 戸、市営住宅北栄団地（C 地区）において 30 戸の合計 65 戸のシルバーハウジングが整備されています。

これらのシルバーハウジングは、高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活が続けられることなどを目標として整備されており、今後は、地域の高齢者にも開放された支援サービスを提供する福祉拠点として、適切な維持管理に取り組みます。

② 福祉・介護サービスとの連携強化

高齢者の多くは、住宅で高齢期を過ごすため、今後は、保健・医療サービスや福祉サービスの提供された住まいに対する需要の増加が予想されています。

このため、従来型のシルバーハウジングの取り組みに加えて、既存の福祉サービスや介護サービスなどと連携して、安心感を提供できる住まいづくりを進めます。

③ 公営住宅のバリアフリー化

高齢化に伴う身体機能の低下に伴って、住宅内のちょっとした段差が障害となって住宅内の移動が困難となり、居住に支障をきたすことがあります。

このため、段差の解消や手すりの設置など公営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、建替えなどにより今後供給される新しい住宅では、子どもからお年寄りまで、できるだけ多くの人を対象に身体状況や家族構成の変化などに対応できるよう、あらかじめバリアのない、ユニバーサルデザインの視点からの住宅整備を進めます。



【ユニバーサルデザインのモデルプラン (3LDK)】
(北海道公営住宅等安心居住推進方針)

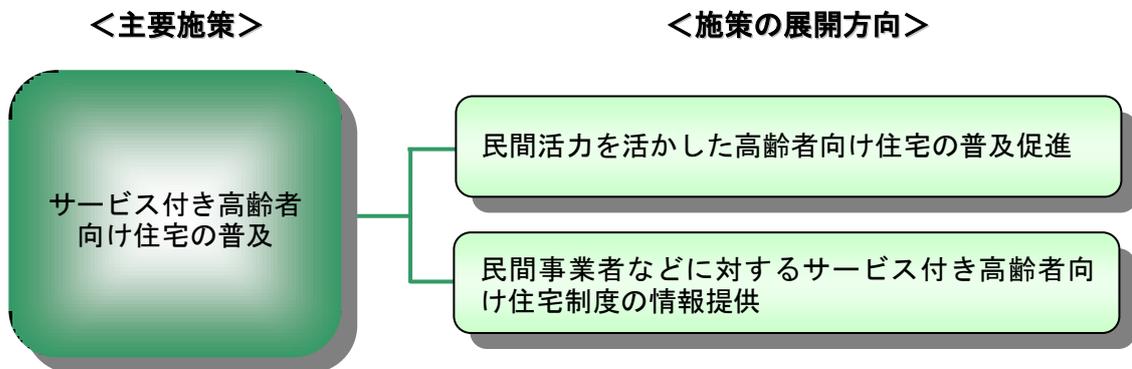
6-2 サービス付き高齢者向け住宅の普及

【基本的な考え方】

国は、高齢者の居住の安定を確保するため、平成 23 年 10 月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律（通称：高齢者住まい法）」を改正して、民間の供給するサービス付き高齢者向け住宅の登録制度を設けて、取り組みを強化しています。

高齢者向けの住宅や施設は多様化しており、民間の供給するこうした住宅などを有効に活用して、高齢者が安心して暮らせる住まいの提供に努めます。

また、高齢者世帯が今まで暮らしてきた持ち家から生活支援サービスの受けられる住宅へ住み替えるなど、住生活の選択ができる環境の整備に努めます。



(1) 基本方針

① 民間活力を活かした高齢者向け住宅の普及促進

今後急増することが予想される高齢者世帯の居住の安定確保に向けて、住宅供給の大半を担う民間の活力を活かすことがより重要になるものと考えられます。

このため、サービス付き高齢者向け住宅をはじめ、コレクティブハウジングやグループリビングなど、民間の供給する多様な高齢者向けの住宅などの普及を促進します。

② 民間事業者などに対するサービス付き高齢者向け住宅制度の情報提供

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度については、賃貸住宅の貸主や医療・福祉法人などの事業主、不動産事業者などに周知を図り、住宅の登録と供給の促進に努めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅と医療や介護などのサービスとの組み合わせを促進するように努めます。

さらに、登録を受け付ける北海道と連携して、登録された住宅に関する情報については、ホームページや窓口などで広く情報公開して、事業者と利用者双方の制度利用を促進します。

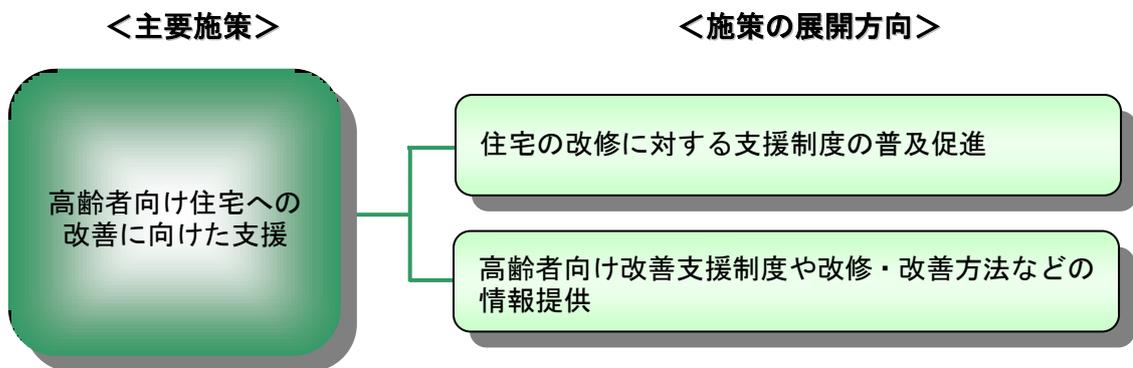
6-3 高齢者向け住宅への改善に向けた支援

【基本的な考え方】

平成 22 年現在、千歳市における 65 歳以上の高齢者のいる世帯数は、10,761 世帯で、全世帯の 28.0%になっています。

高齢者のいる世帯では、79.3%が持ち家に、10.0%が民営借家に住んでいることから、住みなれた暮らしを続けるうえで、これらの住宅を改修・改善をすることが重要です。

このため、介護保険対象の住宅改修支援制度とともに、リフォーム支援制度の情報提供などを行い、高齢者向け住宅への改修を促進します。



(1) 基本方針

① 住宅の改修に対する支援制度の普及促進

介護保険制度では、要支援・要介護を問わず、手すりの設置や段差の解消などの小規模な住宅の改修について、20 万円を限度にその一割を自己負担とする支援のしくみが設けられています。

本制度は、所有者の許可を得れば借家への適用も可能になることから、広く制度の普及促進を図り、高齢者の加齢に伴う身体機能の低下に対応したバリアフリー化住宅の整備・改善をめざします。

② 高齢者向け改善支援制度や改修・改善方法などの情報提供

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、高齢者が自ら住む住宅や、高齢者向け賃貸住宅において実施される、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化工事について、様々なリフォーム融資制度を設けて、住宅改修を支援しています。

しかし、その制度や対象となる工事内容などについて十分知られていないことから、バリアフリー化へ向けた住宅改修についての知識などを普及させるため、ホームページや広報誌への掲載などの情報提供に努めます。